

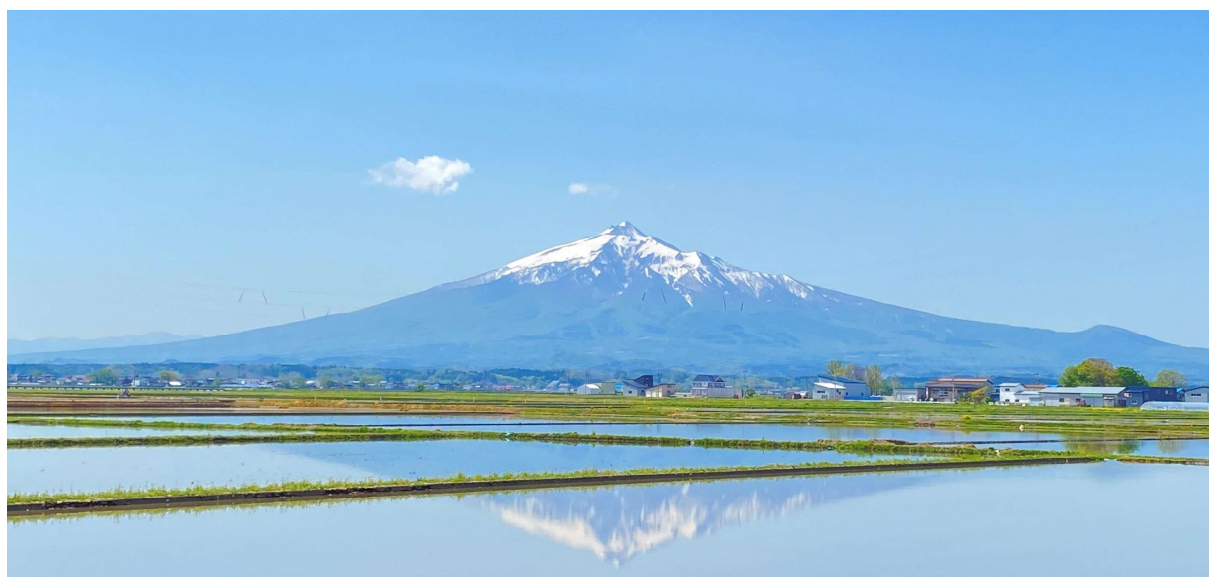
令和7年度 つがる市地域おこし協力隊員募集要項

(メロン水耕栽培)

つがる市は青森県の西北部、津軽平野に位置し、東京23区の4割ほどの面積に、3万人弱の市民が暮らす自然豊かなまちです。市の半分以上が農地で、全国でも有数の米どころであり、稲作を中心とした農業がとても盛んです。見渡す限りに広がる広大な田園風景が、初夏にはみずみずしい緑、秋には風にそよぐ黄金色、冬には一面の銀世界と独特の景観を織りなしています。また、日本で最も有名な土偶の一つである、重要文化財の遮光器土偶が出土した「亀ヶ岡石器時代遺跡」が所在し、近年、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産として世界文化遺産にも登録されました。

つがる市では、豊かな地域資源を活かし、魅力あるまちづくりを目指して取り組んでいますが、就職・進学等での若者の流出等による人口減少が進んでおり、若者の定住促進と地域力の維持が課題となっています。

そこで、地域活性化の取り組みをより活力あるものにして行くため、地域外からの新たな視点・発想によりつがる市の地域資源等の魅力を再発見し、つがる市に暮らす地域の人々と一緒になって活動する意欲のある方を募集します。



[津軽平野と岩木山]

1. 募集人員 1名

2. 活動内容（ミッション）

- 水耕栽培によるメロンの通年栽培に取組み、概ね確立されている栽培技術をブラッシュアップしていただきます。また、栽培したメロンの試験販売にも取組むことで、メロン水耕栽培事業の収益性を明らかにしていただきます。
- （1）メロンの水耕栽培（年2回栽培。付随して栽培管理、栽培の記録、選果、発送業務等も行う。水耕栽培の技術等については職員が指導・助言します。）
- （2）試験販売（約1,000玉のメロンを試験販売する。）
- （3）視察の受入れ・普及活動（児童・生徒、自治体関係者、農業団体や市内の農家等の視察・見学の受入れ等。）
- （4）施設管理（栽培施設の維持管理、周辺の草刈等。）

3. 活動内容設定の背景

つがる市では水稻の栽培が大変盛んですが、そのほかの主要な農作物の一つに全国有数の生産量を誇るメロン栽培があり、市の農業を代表する作物です。通常のメロン栽培は夏季の収穫が基本であるため、メロン農家の冬季の収入確保が課題となっています。こうした状況を改善し、優れたメロン産地としての地域の価値を守り次世代へつないでいくために、市では通年で取り組める水耕栽培の試験栽培に令和2年度から取り組んでいます。

現在、栽培技術面については概ね確立されたため、水耕栽培を経営する際の収支の事例を示すことができれば、市内の農業経営者に対して説得力のある普及活動を行うことが可能となります。課題として水耕栽培メロンの販路を確保する必要があるため、水耕栽培に取組みつつ試験販売などの業務に取り組んでいただける方を募集することとしました。

4. 募集対象

次に掲げる全ての要件を満たしている方。

- （1）委嘱時点で年齢が18歳以上となる方（ただし、同時点で高校生である方は除きます。）
- （2）3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の条件不利地域以外）に在住し、任用後に生活拠点をつがる市に移すとともに住民票をつがる市に異動できる方
- （3）任期終了後もつがる市に定住し、任期中に身に着けた専門的な技術と経営管理能力を活用し就業・起業（就農を含む）しようとする意欲を持つ方
- （4）地域住民と積極的にコミュニケーションを図り地域活性化のために意欲的に行動できる方
- （5）心身ともに健康で地域活性化に意欲があり、誠実に業務を行うことができる方
- （6）普通自動車運転免許を有している方
- （7）基本的なパソコン操作等ができる方（ワード、エクセル、パワーポイント、各種SNS等）
- （8）守秘義務を厳守できる方
- （9）地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方

5. 勤務時間及び勤務場所

原則として月曜日から金曜日までの週5日（1週間当たり35時間）を基本とします。ただし、

休日等に勤務する場合は平日への振替対応とします。

勤務場所はつがる市柏ガラス温室及びつがる市役所とします。

6. 雇用形態・期間

- (1) つがる市長が委嘱します（会計年度任用職員）。
- (2) 任用の日から当該年度の末日（任用期間は通算して最長3年までとします）
- (3) 勤務態度、生活態度等が協力隊員としてふさわしくないと判断した場合には、委嘱期間中であつても委嘱を取り消すことができるものとします。

7. 報 酬

月 額：200,000 円

期末手当：年2回（6月、12月）

※社会保険料等の控除が有ります。

8. 休日・休暇

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）とします。

年次有給休暇は18日、年度途中採用の場合は按分されます。

9. 待遇および福利厚生

- (1) 厚生年金、健康保険、雇用保険、労働者災害補償保険に加入します。
- (2) 住居は、つがる市が借り上げし貸与しますただし、光熱水費や自治会費等は個人負担です。
- (3) 活動に使用する車両は、自家用車をご用意ください。借上料として、燃料代を含み月額30,000円支給します。自家用車は任意保険に加入（自己負担）し、対人補償は無制限、対物補償は1,000万円以上とすることを要件とします。

10. 応募手続

- (1) 応募受付期間

令和7年10月15日（水）から令和7年12月26日（金）までとします。※必着

- (2) 提出書類

- ・応募用紙（様式1）
- ・募集要件確認票（様式2）※様式1、2は市ホームページからダウンロードしてください。
- ・住民票
- ・普通自動車運転免許証の写し（両面）
- ・レポート

テーマ：「応募した動機」、「つがる市地域おこし協力隊員としてどのような活動をしたいのか」
なお、提出いただいた応募書類等は返却しません。

- (3) 応募書類送付先

〒038-3192 青森県つがる市木造若緑61-1

つがる市役所地域創生課 「地域おこし協力隊」担当

11. 選考方法

(1) 第1次選考（書類選考）

書類選考の上、結果を応募者全員に文書または電子メールで通知します。また、合格者については、ウェブ面談及び面接選考等の案内を同封いたします。

(2) ウェブ面談

主にマッチングミスを防ぐために、ウェブ上で市役所地域おこし協力隊担当者および若干名の関係者と面談を行います。面談を実施した上で双方に選考を継続する意志がある場合に第2次選考に進みます。

(3) 第2次選考（面接選考）

ウェブ面談実施者を対象に第2次選考（面接）を実施します。第2次選考の場所や日時等につきましては、第1次選考結果の通知の際にお知らせいたします。選考結果は、文書または電子メールで全員に通知します。

第2次選考に要する旅費は自己負担となります（Zoom アプリによるオンラインで実施する場合があります。）

12. お問い合わせ

つがる市役所地域創生課 「地域おこし協力隊」担当

TEL：0173-42-2459（直通）

FAX：0173-42-3069

Eメール happy@city.tsugaru.lg.jp



〔生育中のメロンの糖度を計測する作業〕